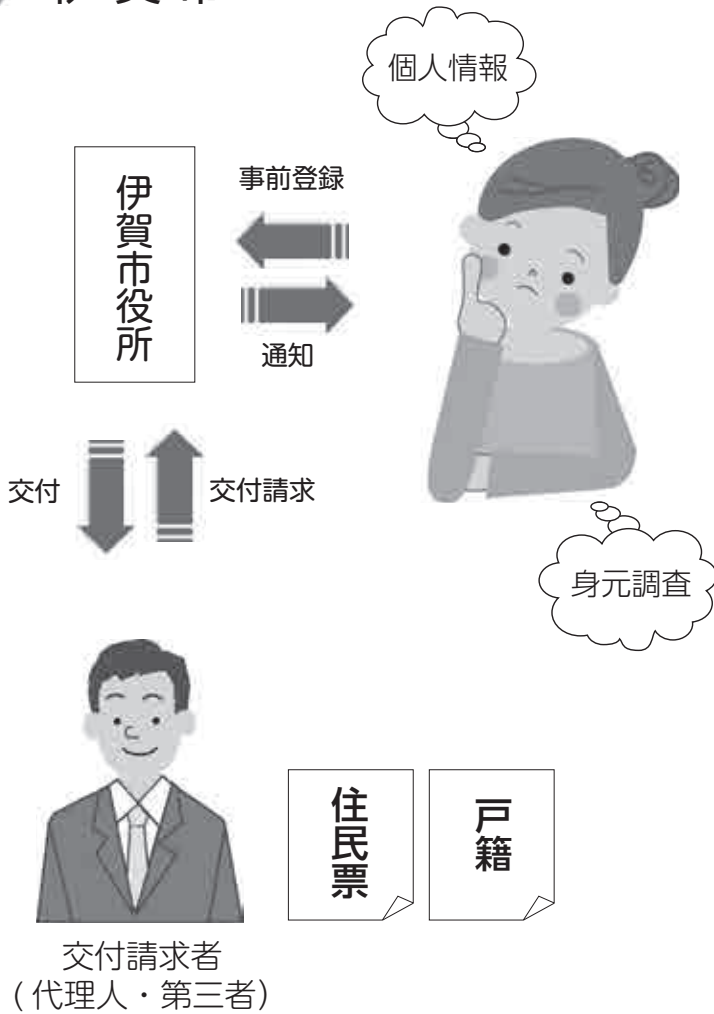


知っていますか？

本人通知制度

本人通知制度は、市町村が住民票の写しや戸籍謄本など(以下「住民票の写しなど」という)を、代理人や第三者に交付した場合に、希望する人(事前に登録した人)に交付したことを郵送でお知らせする制度です。



【本人通知制度の仕組み】

①事前の登録
通知を希望する人は、伊賀市役所住民課または各支所住民福祉課へ申し出て、事前登録します。

②第三者による住民票の写しなどの取得
代理人や第三者からの請求により、登録している人の住民票の写しなどを交付します。

③登録者への通知
住民票の写しなどを交付したことを登録した本人に郵送で通知します。

本人通知制度で 個人情報漏えいを防ぎましょう!!



住民票の写しなどの 第三者による請求とは？

住民基本台帳法や戸籍法により、本人以外の第三者についても、次の①から③の場合は、住民票の写しなどの証明書を請求することができます。

- ① 自己の権利行使や義務履行のために住民票の写しなどの確認が必要な場合
- ② 国や地方自治体に提出する必要がある場合
- ③ その他正当な理由がある場合

また特定事務受任者（弁護士や司法書士など資格を持つ人）についても、受任している事務の遂行に必要な場合は、職務上請求用紙により住民票の写しなどを請求することができます。

市では第三者による請求については、請求者の本人確認や請求理由の確認を行うほか、請求理由を明らかにする資料の提示を求めることなどにより適正な交付事務を行っています。



事前登録するには どうしたらいいの？

① 登録できる人は

伊賀市に住民登録のある人または伊賀市に本籍がある人（過去にあった人を含む。）

② 登録の手続き

「本人通知制度事前登録申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

※申請書は窓口にあります。

※登録費用は無料です。





なぜこのような制度ができたの？

本人以外の第三者が住民票の写しなどを取得した場合、それを取られた本人にはその事実が知らされません。これを悪用して、本人が知らない間に住民票の写しなどをこっそり取り、それを身元調査に利用するなどの事件が全国的に起きています。2007(平成19)年には、三重県内の行政書士が住民票の写しなどを不正に取得していたことが発覚し、行政処分を受けました。

2008(平成20)年5月に戸籍法と住民基本台帳法の改正により本人確認が義務付けられ、住民票の写しなどの不正請求に対する罰則が強化されました。しかし、その後も不正請求は後を絶たず、身元調査などの人権侵害につながっています。

このような状況から、伊賀市では2012(平成24)年11月1日から三重県内で初めて本人通知制度を導入しました。住民票の写しなどを発行した事実を事前に登録した人へ通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正利用の防止や、事実関係の早期究明につながります。また、不正に請求されたことが発覚する可能性が高まるため、不正請求を抑制する効果も期待できることから、不正な取得を未然に防止しようというのが「本人通知制度」の狙いです。

③ 登録に必要なもの

登録者の本人確認書類

公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書(運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードなど)を提示してください。

※代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類(委任状など)と代理人の本人確認書類が必要です。

④ 登録受付場所

○伊賀市役所人権生活環境部住民課(本庁舎1階)

○各支所住民福祉課(伊賀支所・島ヶ原支所・阿山支所・大山田支所・青山支所)

⑤ 登録有効期間

有効期間は、登録受付日の翌日から3年です。

引き続き本人通知制度の利用を希望する人は更新の手続きが必要です。

